

赤磐市週休2日工事試行実施に係るQ&A

建設現場における労働環境改善のため、週休2日工事試行実施について、Q&Aとしてとりまとめたので、参考にしてください。

Q1 月単位の週休2日工事に取り組む旨を協議した後、通期への変更は可能か。

A1 月単位から通期への変更は可能です。

Q2 通期から月単位への変更は可能か。

A2 実施方法は、赤磐市週休2日工事試行実施要領（以下、「要領」という。）第3条第3項に基づき、「月単位」の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組むものとします。よって、通期から月単位への変更は出来ません。

Q3 週休2日工事が達成できなかった場合は、受注者はどうなるのか。

A3 週休2日工事を達成できなかった場合は、要領第5条第1項に規定する精算時の設計変更対象になりません。なお、達成できなかった場合、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q4 対象期間とは何か。

A4 工事着手日（準備期間を除く。）から現場完成日までをいう。なお、国民の祝日、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

Q5 現場完成日とは何か。

A5 現場完成日は工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び現場完成日は「休日等取得計画書」に計画と実績を明示するものとします。

Q6 赤磐市が発注する工事はすべて対象となるのか。

A6 要領第3条第1項に基づき、原則全ての工事とする。ただし、発注者が特記仕様書に週休2日対象外の工事である旨を明記するものについてはこの限りではありません。

Q7 週休2日対象外の工事はどのような場合を想定しているか。

- A 7 ①緊急対応等の工事や災害復旧工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
②農繁期、出水期、学校休校を利用した工事等で作業時間の制約が厳しい工事
③当初設計において、工期の確保が困難な工事
④受益者負担を要する工事で、配慮が必要と判断した工事
⑤その他、週休2日工事になじまないと判断した工事

Q 8 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 8 週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所の日数割合が28.5%以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。

Q 9 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A 9 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画書」に計画と実績を明示してください。

Q 10 休日の確認はどのように行うのか。

A 10 「休日等取得計画書」に記載された休日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行います。

Q 11 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

A 11 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、要領第2条第3項に基づき、対象期間に含まないこととしています。

Q 12 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A 12 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することが出来ない場合は、工事請負契約書23条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

Q 13 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A 13 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日を前提とした工期で設定するため補正の必要はありません。

営繕工事における機械経費（賃料）のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施

工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日を前提とした補正は必要ありません。

Q 1 4 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A 1 4 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。なお、材工一式での見積単価等の、労務費、機械経費が区分できない場合は、労務費、機械経費（賃料）補正の対象外となります。

Q 1 5 週休2日工事を受注者が希望しない選択肢もあるか。

A 1 5 要領第4条第1項に基づき、発注方式は受注者希望方式であるため、受注者の都合等で希望しないことも可能となります。